

第13回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年6月20日（金） 14時00分～16時00分

【場 所】 サントピア水口 教養文化室

○出席者

策定委員： 13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、田村委員、橋本委員、増山委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：16名（委員総数22人）

奥山委員、橋本委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、古谷委員、徳田委員、太田委員、林委員、今井委員、西村委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：幡野、吉川、築島

傍聴者：1名

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第12回会議録の確認について（全体会）
3. 各部会からの進捗状況の報告（全体会）
4. 「作業委員会」「市民の声を聴く会実行委員会」委員の選出（全体会）
5. 今後のスケジュール（全体会）
6. 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（部会）
7. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

ただ今から第13回甲賀市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日の欠席ですが、第1部会は、市の藤田委員が欠席の連絡をいただいています。第2部会は、田嶋委員、柚口委員が欠席となっております。第3部会は、森島委員、中尾委員、松井委員と、市民委員の大原委員が欠席のご連絡をいただいております。

会議に入ります前に、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。委員の皆様にご起立をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

○事務局

ご協力ありがとうございました。

それから誠に申し訳ございませんが、本日お配りの次第に訂正箇所がございますので、ご訂正をよろしく願いいたします。5番の「今後のスケジュール」のなかで、7月15日金曜日と書いてございますが、火曜日の間違いでございます。ご訂正をお願いいたします。

それでは、このあとの進行を小林委員長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。前は5月20日でしたので、ちょうど1カ月が経ちました。梅雨に入りまして、じめじめと蒸し暑い日々が続いております。

暑いといいますと、サッカーの世界カップ、これも暑い日々が続いております。今朝も日本とギリシアの戦いがありまして、私は残念ながら1時間目の授業があったので試合を全部観ることができなかったのですが、0対0で引き分けたようです。ちょっと決勝トーナメントが苦しくなってきたのかなという感じですが、まだまだ諦めないでがんばってほしいと思っております。

サッカーの世界カップを観ていますと、さすがトップアスリートだなと思うのは、戦うときは本当にそれぞれプライドをかけて全力で優勝をめざして戦いますが、試合が終わると、もちろん一部例外の選手とかチームもあるかもしれませんが、お互いが相手を讃えあうといいますか、リスペクトしあう姿勢が見られるところはさすがだなと思って観ています。

トップのレベルの試合ということでいうと、ちょうど6年後には日本で東京オリンピックを迎えますが、その東京オリンピックに関していいますと、残念ながら昨日それを迎える東京都の議会でちょっと残念な発言がありました。質問をしている女性議員さんに対して、「おまえが先に結婚しろ」とか「産めないのか」といった発言があったということが今日ニュースになっていました。

どうしても敵味方みたいになると、相手を蔑むみたいことになってしまう部分があるのかもしれませんが、やはりワールドカップのように、たとえ敵味方であっても、たとえ相容れない相手であっても、お互いをリスペクトするというか、相手を尊重するという気持ちをもって接していくということが大事なのではないかと感じています。

この委員会でもいよいよ各部会で詰めた議論をしていくと、どうしても考え方が違う部分がそれぞれのなかであろうかと思っております。私とあの人とは、どうも考え方、立場が相容れないというケースもあろうかと思っておりますけれども、たとえそういう局面であってもお互いが相手を尊重して、蔑んだり貶めたりするのではなくて、相手を大事に思いながら、どうやったらお互いに納得できる結論を得られるか、非常に苦しい議論かと思っておりますけれども、そういったことを考えて、今日もしっかり議論をしていただ

ければと思っております。

また、今後の話についてはこのあと説明するところもあろうかと思いますが、お互いを尊重しながら、いい議論をしていていただければということをお願いしておきたいと思っております。ということで本日も、限られた時間ではありますけれども、どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

■ 2 第 1 2 回会議録の確認について

○委員長

それでは、次第に沿って議事に入ってまいりたいと思っております。

次第の 2 番目の「第 1 2 回会議録の確認について」であります。今日始まる前に、3 箇所ほど、ここがちょっと違うという訂正をいただいております。

7 ページの真ん中あたりの 3 段落目の「市民の声を聴く会実行委員会は」から始まる段落の次の行のところ。「第 1 3 回」と書いてありますが、8 月 5 日は第 1 5 回になりますので、「第 1 5 回ぐらゐまでに検討していただいて」ということです。

それから 1 1 ページの下から 5 行目の「国が決めることを、市民主権や地方分権ということで、どこかの外国にようなこと」となっていますが、「どこかの外国のようなこと」に直していただければいいと思っております。

○委員

「地方分権」ではなく、ここは「地方主権」だと思っておりますけれど。

○委員長

「市民主権や地方主権」という発言だったということですね。では、そこも併せて直していただきましょう。「地方主権」でよろしいですか。かつて言われていたのは「地域主権」という表現ですが。

○委員

「地域主権」ですね。

○委員長

では「地域主権」に変えていただきます。

もう 1 カ所、1 5 ページの真ん中あたりに「2 4 市長等行政の役割と責務」と書いてある 2 行上です。「より活発な効果市」、大事なところが間違っています。地名を「甲賀市」に直しておいてください。あらかじめいただいたのは以上ですが、ほかにありますか。

○委員

10ページの委員長さんの発言の7行目です。「皆さんにご説明いただいたこころ」とあるのですが、「こ」は「と」の間違いではないかと思うのです。

○委員長

ありがとうございます。以上、事前にいただいたものも含めてお話ししましたが、あとはよろしかったでしょうか。「てにをは」などについては、気づいたところがあればお知らせいただければと思いますが、基本的にはこれで承認ということでよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

特にご異議ないようですので、これでご承認いただいたことにしたいと思います。

■ 3 各部会からの進捗状況の報告

○委員長

続きまして、各部会から進捗状況の報告をしていただきたいと思います。また順番に部会ごとに、第1部会さんからお願いをします。

○委員

こんにちは。第1部会です。蒸し暑い中、皆さんご苦労様です。本日の予定ですが、前回、委員長から提案をしていただいた書き方で整理をしていただくということで、今日は皆さんそれぞれ文章を持ってきていただいていますので、それを集約しまして、また議論をしながら、最終のまとめに入りたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○委員長

ありがとうございます。今日のところである程度集約をして、最終のまとめに踏み込めそうかなというところですね。いけるといいなと思います。

続いて、第2部会をお願いします。

○委員

第2部会でございます。本日お配りの会議録にございますように、5月20日の部会は、3つのワーキンググループに分かれて、骨子案のたたき台について検討いたしました。その際に部会のなかで合意をいたしまして、5月中を目処に3つのワーキンググループごとの骨子案を作成して、6月10日までに事務局へ提出しました。それに基づいて部会全体でもう一度部会案として成案を得るように議論をし、6月18日

の夜に部会を開催して、3つのワーキンググループでつくっていただいた案について審議を行ったところです。本日も、このあと引き続いてワーキンググループ案について審議をいたすつもりでございます。

この場で申しあげてよいのかどうかわかりませんが、3つのワーキンググループ案が提出された時点で文章の書きぶりというか表現方法が不統一でばらばらになりまして、日常語に近い言葉を使い、法令の言い回しではない表現スタイルをとっているグループと、できるだけ条例に近い表現をとろうとしているグループと、いろいろございまして、最終的に全体会議に提出していくうえでどういう方向が正しいのか。部会としては、3つのワーキンググループを設けたのはいいのですが、そのあたりが不統一のまま全体会に提出してもいいのか、そのあたりはどうなのかということ併せてご質問させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。そのへんは後ほど少しお話をしたいと思っておりますので、先に第3部会の報告についてよろしくお願ひします。

○委員

第3部会でございます。前回ご報告させていただきましたように、私どもの部会は8項目の付託を受けて、3つのグループに分けてその作業を進めていますが、おおむね3つのグループで2回もしくは2日間ずつ6回の作業日程がいるという予定をしております。

そういうなかで、前回の5月20日は、23の「議会・議員の役割と責務」、24の「市長等行政の役割と責務」、25の「市政の運営」について、皆さんからご意見をいただいた部分に私ども第3部会の独自の意見を織り交ぜたものを調整するという作業を全体会のあとにいたしました。そして臨時に6月12日木曜日2時からもう一度寄っていただいて、18の「国・県・地域との関係」、21の「市民の役割と責務・権利」、22の「企業の役割と責務」について条文案と説明案の原案の検討をいたしました。

私ども第3部会は、委員長から言葉については箇条書き、あるいは成文化しなくてもいいというご助言をいただいておりますが、最終的に第3部会としては成文に近い形の原案をつくらうということで努力してきましたので、そのまま移行できるような部分まで議論し部会を進めております。今日の全体会後と、7月8日2時から開催する臨時部会で原案の作成、検討をさせていただきます。

第3部会では条文案と説明案の両方をやっておりますので、条文に近い形にしますと、言葉の整合性とか、主語・述語の部分がかなり議論を呼ぶと思っております。なかでも国・県・地域の関係と企業と市民の位置付け、この部分でかなり議論を呼んで、どういう形がより正しい方向性なのかというところを議論いただきました。以上ご報告と

させていただきます。

○委員長

ありがとうございます。ただ今、それぞれの部会からご報告をいただきました。第2部会、第3部会さんについては、臨時でボランティアに部会をやっていただいて、議論を進めておられるということです。

そのなかで、先ほど委員からご質問があった、どのぐらいのところまで持っていけばいいのだというお話ですが、前回、5月20日にやりましたときに各部長さんへ私から手書きのペーパーをコピーしたものをお渡ししました。部会によってはそれをさらに部のなかにコピーして回していただいているところもあろうかと思いますが、7月15日の次回の全体会の時点では、完全な形の条文形式にしていただかなくて結構ですよということをお願いしてあります。

条文の形で文言を整えるということよりは、むしろ内容的なところで漏れがないかどうかのほうが大事だと思っておりますので、文言を整えてきたけれど、片やまったく議論ができずに終わってしまったというふうになるよりは、文言は整わなくても内容的に漏れがなく全部見えましたというほうが大事だと思っておりますので、必ずしも条文形式という形にはこだわらなくてもいいと思っております。場合によっては箇条書きでもかまいませんし、項目、タイトルのみという形になってしまっても、致し方ないだろうと思っております。

それから、骨子案の下にくる説明文ですけれども、この説明文についても逐条解説のようなかちっとしたものでなくてもかまいません。むしろ部会のなかで、あるいは部会以前にこれまでこの委員会全体のなかで、そこに関連してどんな意見が出てきたか、場合によっては採用されなかったけれどもこういう意見もあったことは留意しておきましょうということもあり得るだろうと思えます。そういった、こんな意見がありましたよねとか、こういう流れでこれはこういうふうに整理したのですよということがわかるような説明がいただければかまいませんし、その説明文まで間に合わなければ、最初の骨子の部分だけでもいいと思っております。7月15日段階ではそれでかまわないと思っております。

もう1つ、どういった表現がいいのだろうかということですが、これは最終的にわれわれが8月にとりまとめて、「市民の声を聴く会」などで説明をしていったり、市民の皆さんにもお尋ねをしたりするなかで、どういったものを持っていけばいいのだろうかというところにもつながってくると思うのですが、かっちりとした、これまでの既存の条例あるいは法令と同じような形式・スタイルの文言のほうがいいのか、それとも、市民のためのものですから、市民みんながわかっている、なるほどと思っていただかかないと意味がないので、日常語に近いような、読んで「ふーん、そうか」と思ってもらえるような表現のほうがいいのか、ここはもしかすると意見の分かれるところかもしれません。

それも各部会から案が全部出てきてから、7月15日以降のところ調整すればいいのかなと思っていたのですが、今、部会のなかでも意見が割れてどうしようかと思っているというお尋ねがありましたので、皆さんにお聞きしたいのですが、できるだけ法令に近い形の文言で説明することをめざしたいか、それとも、できるだけ多くの人たちがわかりやすいような日常語に近い文章でつくっていききたいか、その間なのかもしれないですけど、どのように思っておられるかご意見をお聞かせいただきたいのですが、突然のふりですので意見が出しにくいかもしれないですけど、法令に近い形がいいですか、それとも、わかりやすい日常語でわれわれの案としては出していくのがいいですか、どちらがいいですか。

自治体によっては、条例だけでも「です・ます」調にあえてするとか、できるだけわかりやすい言葉を使っていくとか、今いったものの間ぐらいになるのでしょうか、そういった方向をめざしている自治体もありますので、そういった意見も含めて出していただいてもいいと思います。皆さんとしてはどのように受け止めておられますか。

○委員

この条例は市民皆さんの条例なので、できるだけわかりやすい文言でというふうに個人的には思っています。誰もが読んでわかる状態にするのが、やはり生きた条例になるのではないかなと考えています。

○委員長

できるだけわかりやすい言葉でまずはつくってみたらどうかというご意見でした。ほかはいかがでしょうか。

○委員

わかりやすい言葉で、ということは私たちの部会のなかでも強い意見が出たのですが、わかりやすい言葉というのは、どうしても法律とか条例とかが要求する紛れもない言葉というのですか、多義的な解釈を許さない言葉というのですか、そういうことと相反するのと、わかりやすいというふうになると大和言葉的なものを多用して、漢語的なもの、そういうものをあまり使わないということになりまして、かえって、これは私の経験的なことかもわかりませんが、難しいところもあります。

そういう意味で、今のこの時点でどちらかに統一されると時間的に余裕がないのかなと思います。

○委員長

ありがとうございます。委員のおっしゃるところは、あまりに大和言葉みたいにしてしまうと、かえってわかりやすくないものになりかねない。だから誤解が生じない

ような表現にしないといけないという趣旨ですね。

先ほどいいましたように、必ずしも条文形式で骨子をつくっていただかなくても結構ですよということはお願ひしてありますし、皆さん全員が法令に詳しい方ばかりかという、むしろ詳しい方はかなり少ないだろうと思いますので、それぞれの部会を出していただくものについては法令用語に近いものになっていなくてもかまわないと思っています。

ただ、最終的にとりまとめて市として条例にする場合には、もちろん条例ですから誤解が生じるような、疑義が生じるような言葉のままでは難しいと思いますので、そこは紛れのない厳密な言葉遣いになっていかざるを得ない部分は当然あるかと思ひます。しかし、そういうことを意識しすぎると逆に皆さん萎縮して自分の意見が出せなくなってくるところもあると思ひますので、あまりそれにとらわれずに、まずは自分たちの思ひを伝えやすい言葉で書いていただひて、それをまとめる段階で、これはこういう意味かなということでお互いに意見をやりとりしながら、できれば厳密な言葉に置き換えていくという形になろうかと思ひます。最初から厳密な言葉で出してくれという、たぶん辛いですよ。萎縮してしまう方もあるかと思ひるので、お互いにできるだけわかりやすいものをつくっていきましょうということ意識しつつ、最終的にはもちろん条例ですからある程度法令的な言葉になっていくのだろうということも念頭におきつつ、今の段階では自分の思ひを伝えやすい言葉で皆さんそれぞれ議論をいただければいいのかな、というあたりで今日はとどめておきましょうか。それぞれお1人、お1人に聞くといろいろと思ひはあるのだろうと思ひますが、それをいいだすと形式論でなかなか前へ進めませんので、申し訳ないですけども、今日はそのへんでとどめさせていただきたいと思ひます。

ほかにどうでしょうか。今、各部会からの進捗状況の報告がありましたが、お互いにそれぞれ他の部会に対して、ここだけは確認しておきたいということがあればご意見をいただきたいと思ひます。今まで部会のなかでこういう議論が出たけれど、それはあっちの部会だろうと思ひて自分のところの部会では議論していないから、あっちの部会でちゃんとやってくれているだろうか、そういう確認でも結構ですが、よろしいですか。

— 特に意見なし —

■ 4 「作業委員会」「市民の声を聴く会実行委員会」委員の選出

○委員長

それでは、次第4番目にいきたいと思ひます。「作業委員会」と「市民の声を聴く会実行委員会」委員の選出ということです。前回お話し申しあげましたように、まず7月15日に各部会からそれぞれの意見が出てきます。これを集約して策定委員会全体での骨子案にしていくには、たぶん7月15日の会議だけでは足りないの、少し

各部会から代表の方に寄っていただいて、文言の調整をしたり、書きぶりの調整をしたりして骨子案にとりまとめて、8月5日で最終的に策定委員会として骨子案を決定したいと、こういうことを申しあげました。そういうことで、各部会からの代表者といえますか、各部会の意見を背負ってきていただくという重くなってしまうかもしれませんが、そういった形で作業委員会をやっていただきたいということを前回お願いしておきました。

できればあらかじめ今日までに、「じゃあ、私やるよ」と、一肌脱いでいっていただけるとありがたいですということをお願いしてあったのですが、改めて聞きます。

ここであまり時間を取りたくないの、「これは私がやらざるを得ないだろう」と思って手を挙げていただけるとうれしいです。できれば各部会から2人ずつぐらいがいいかなと思います。「じゃあ、私やります」という方、各部会いかがでしょうか。

それでは申し訳ないですけど、今一瞬この場所で各部会に分かれて、「〇〇さん、作業委員会、お願いします」ということを部会のなかでそれぞれご相談いただいてもいいですか。各部会から人に出てきてもらわないと、なかなかうまく集約できないと思いますので。それでは部会ごとに少し相談していただけますか。お願いします。

「市民の声を聴く会実行委員会」は、部会にこだわらずに全体で5～6人ですから、まずは作業委員会だけお願いします。

— 部会ごとに協議 —

○委員長

ありがとうございます。それでは作業委員会の委員を6人選んでいただきました。

もう1つ、「市民の声を聴く会実行委員会」ですが、実際に「市民の声を聴く会」をやるのは9月ぐらいからですが、それをどんな形で設定していくのか、皆さんの役割分担をどうするのかなど、段取りを少し検討いただく委員を5～6人、これは部会にこだわらずに出ていただければいいと思います。「市民の声を聴く会実行委員会の委員は、じゃあ、やりますよ」という人はいますか。

○委員

はい、やります。

○委員長

ありがとうございます。委員からお手が挙がりました。別にこの実行委員会の委員になったから各地区を回っていくのに全部に行かなくてはいけないということではなくて、あくまでも設計をするだけで、各地区に行って説明をするのはみんなで役割分担していただければいいと思います。

これは委員お1人に押し付けるわけにはいきませんので、もう4～5人、「じゃあ、

自分もやります」という方はおられませんか。人まかせだとなかなかまちづくりも進められませんので、「よし私がやってやる」ということで、どなたか、どうでしょうか。これは押し付けで「〇〇さんやってください」とは決めたくないのです、できれば皆さんの自発性に期待をしたいのですけれど。

○委員

やります。

○委員長

ありがとうございます。これにあまり時間は取りたくないのですが、あと職員の方、市民の方、2人ずつぐらい出てくれるといいのですが。

○委員

じゃあ私が。

○委員長

ありがとうございます。市民委員が1人では寂しいですよ。もう1人か2人は出てくださいでもいいと思うのですけれど。部会の偏りはあまり気にしませんので。

「市民の声を聴く会実行委員会」の委員になった人が全部の会場を回って説明する、そんな恐ろしいことはないですよ。そうではなくて、あくまでも設計をするだけですから、回っていただくのは皆さん全員で分担して回っていただくことになると思います。

○委員

やります。

○委員長

ありがとうございます。

○委員

私もやります。

○委員長

ありがとうございます。市民の方は役所まかせでいいですか。人数としては5名出ましたけれど、市民委員はお1人です。

では、とりあえずこの5名の方に「市民の声を聴く会実行委員会」の委員になっていただきますが、「今日はこの場で手を挙げなかったけれど、私も手を貸すよ、応援

するよ、協力するよ」という方はぜひ事務局に申し出ていただいて、みんなで作っていけるのが望ましいと思いますので、あとからの参加でもいいので、ぜひこの実行委員会にもご参加いただければと思います。

では、とりあえず委員の選出は、これ以上時間を取るわけにはいかないなので、以上とさせていただきます。

■ 5 今後のスケジュール

○委員長

今後のスケジュールは、冒頭でも確認いただきましたが、第14回は7月15日火曜日です。場所はここです。その日までに各部会から意見集約したものを出していただく。条文形式でなくてもかまいませんというお話をしました。そのあと、今皆さんから選出いただいた作業委員会の方が中心になって少し調整をしたうえで、8月5日に最終的にみんなで議論をして骨子案を固めるということになります。8月5日火曜日は、今度は場所が変わりますのでご注意ください。甲南の市民福祉活動センターになります。時間は同じです。今後のスケジュールとしてはそんな形になっております。8月5日にやったあとは、今度は実際に「市民の声を聴く会」を順次やっていくことになろうかと思っておりますので、しばらく時間が空いて10月ぐらいにもう一度みんなで集まるというスケジュールになっています。よろしいでしょうか。

○委員

7月15日が第14回の会議で、今日これから部会に分かれて骨子案について意見交換するのですが、部会案を事務局に提出する期限は、7月15日に持ち寄ればいいのか、あるいは1週間か10日ぐらい前までに提出する必要があるのか、そのあたりを確認させていただきたいと思っております。

○委員長

これまで毎回の資料は1週間ぐらい前を目処に皆さんにお送りいただいていると思います。当然、7月15日までにあらかじめ皆さんの手元にそれぞれの部会の案があって、それを持ってきて議論したほうが議論しやすいですね。その日初めて見るというのではちょっと辛いところがあるかと思っておりますので、申し訳ありませんが、ということではいいますと、7月の七夕のころには各部会の案が全部出そろって事務局に届いているということにならざるを得ないですね。残り2週間ちょっとになりますが、七夕を目標にということをお願いしたいと思っております。

なので、文章、文言がきちっと整ってなくてもいいですよ、条文形式でなくても、これを入りたいのだということがはっきりわかれば、ある程度かまわないと思っておりますし、説明文、解説のところまでは手が回らないということであれば、そこはスカスカでもかまいませんということを申しあげておきます。よろしいでしょうか。

○委員

教えてもらいたいののですが、第1部会、第2部会、第3部会に分かれて議論していただきますけれど、「最後に調整」というところに「言葉の定義」と「市民の定義」があります。「市民の定義」は特に大事だと思うのですが、それはいつされる予定ですか。

○委員長

7月15日に各部会の案が全部出てきて、皆さんにも見えるようになったときに、それぞれの部会で使っている、例えば「市民」という言葉が違うよというふうになると、これはどういうニュアンスで使っているのですかと、そこは調整が必要になるでしょうね。

○委員

そういうつもりで使っているのではなくて、別のこういう意味で使っているとしたら、またこれを組み立て直すことになる可能性はないですか。言葉の定義がまだできてなくて、ある部会はこういう気持ちで「市民」というのを使っている、こっちはまた違う気持ちで使っていると、7月15日に持ち寄ったときに、こっちの人たちがつくった内容は、こんなのは使えないなということになることはないでしょうか。

○委員長

それはあり得ると思います。もしかすると、この部会で使っていた「市民」はこのまま「市民」にして、別の部会で使っていたのは「住民」という言葉に置き換えられないかとか、そんな議論はあり得るでしょうし、どうしても調整がつかなければ、少し作業委員会でも検討してもらうことになるかもしれません。7月15日に議論を出しあって、たぶんそのへんが中心の議論になると思いますけれど、議論しあってそこで收拾がつかなければ、8月5日までの間ということになるでしょう。もしかして8月5日にもまだということになると、「市民の声を聴く会」をやる前にもう1回どこかで会議をやるということもあり得るかもしれません。そんな形で、今まで実際にどういう場面でその言葉を使うかということを想定して皆さん議論を重ねてきていただいていると思うので、それをうまく活かしながら1つのものにしていきたいと思っています。

○委員

あと2回で、部会から出されたものを全員で討論するわけですね。前に委員長が、経験上これくらいの回数で今までやっていたということだったので、これだけたくさん内容をみんなですすには2回では数が少ないと思うのです。みんなですするといろいろな意見が出て、それに内容もこれだけたくさんありますので。すらすら

という感じではいけないと思うので、やってみないとわからないのですけれど、たぶんそうなるのではないかと思うのです。

○委員長

そうです。経験上ということで申しあげていますが、それこそ経験でいえば、こういう委員会の委員というのはみんなパツパツと手が挙がって早く決まるかなと思ったら、今日も時間がかかったりしていますので、経験どおりには何事もいかない可能性があります。そういうことでいうと、今、委員がおっしゃったように、もしかすると2回ではなかなか皆さんの意見が集約しきれなくて、もう1回やるということはあるだろうと思っております。そのときは皆さんに日程を空けていただかなくてはいけなくなるかもしれませんが、ご協力をお願いしたいと思います。

○委員

確認ですけれど、次回の進め方としては、まず「市民の定義」から入って、それから内容ということになるのですか。

○委員長

「市民の定義」からいくかどうかはわかりません。どんなものが出てくるかまだわかっていないですから。7月7日に皆さんが事務局に全部寄せていただいたものを見ないことには、どのへんは合意ができて、どのへんは議論が必要かということもわかりませんので、各部会から出てきているものがみんなだいたい同じニュアンスで「市民」ということを使っていれば、「市民の定義」はそんなに議論しなくても集約できますよね。それは出てくるものによっても違いますけれども、おそらく今想定されるのは、そのへんの議論はきちっと7月15日にはしないといけないうらなというところは、今はまだ予測の段階です。

○委員

でも、それをしていたかかないと、あと出しじゃんけんみたいに、ずっと決まってから最後に「市民の定義」はこうだといったら、それはさかのぼらないといけなくなりますから議論のし直しになる可能性もあるのではないですか。「市民の定義」を早く決めてから話を詰めていかないと、やっとなら決めてきたつもりだけれど、最後の「市民の定義」で自分の思っているのと違うような「市民」となったときに、今までの「市民」は意味がなくなってくるわけではないですか。

○委員長

それぞれの部会で、「市民」という言葉を使っているかどうかともわからないのですけれど、いろいろなことを想定しながら議論を積み重ねていただいています

ので、第1部会さんからそれが出てくるし、ほかの部会さんで同じような言葉を使っている、それぞれニュアンスはどうなのかというところの調整がつけば、「市民の定義」は自らそこでわかるわけです。第1部会さんが「市民」という言葉をこういう意味合いで使っていました。もし第2部会さん、第3部会さんが違う意味合いで使っていれば、そこは調整が必要でしょう。同じような意味合いで使っていれば、じゃあこういう定義で「市民の定義」はいきましょうということで、そんなにさかのぼることはないと思います。もしそこでどうしてもニュアンスが違うということであれば、先ほどいったように別の言葉で置き換えるとか、あるいは箇所によっては条件付きの、「こういう市民は」みたいな言い方で但し書きをつけることで区別をするか、そういうテクニカルな話になっていくと思います。「市民の定義」ということだけが一人歩きして行って、さかのぼってという話にはならないと思っていますが。

○委員

今、「市民」ということについてお話が進んでいますけれども、「市民」以外にも言葉の定義についてはそれぞれ皆さんで認識が違っていたりすることがあるかと思うのです。部会に分かれて話をするとときに、その部会のなかで「市民」はこんなふうだよとか、例えば「企業」とか「事業者」とかそういったものはこういうニュアンスでみんな捉えているよねとか、それぞれの部会ではみなさんのご意見、ご発言が全体会よりも出ていると思うので、そういったことも含めて部会のなかで話をしていくというのも1つ方法かなと思います。どうでしょうか。

○委員長

ありがとうございます。まさにそうです。部会でそれぞれ議論を重ねてきていただいて、部会のなかではこういうニュアンスだよというものはあるわけです。だからそんなにたくさんいろいろな考え方がこの期に及んで出てくるわけではなくて、それぞれの部会のなかで意見を集約して出てきたものが、若干もし部会同士のあいだで違ったら、その調整をすればすむ話だと思います。逆に部会のなかでしっかり議論しておいていただければ、そんなに大きくかけ離れることはないかなと私は思っています。

○委員

参考に聞かせてほしいのですが、「市民」のほかに、このことについてもみんなでお話したほうがいいのではないかという文言とか単語があれば教えていただきたいと思っています。

○委員長

各部会で、これはほかの部会と調整が必要な文言だというのがもしあれば、参考にいただければと思います。もしかすると「市」という言い方をした場合に、市

というのは何をさしているのか。役所だけなのか、それとも、市民も全部含めて市と
いっているのか。市というのは単なるエリア的なことをいっていて、組織的なことは
いわないのか。あるいは「行政」という言葉を使うのか使わないのか。そこは「執行
機関」というちょっと固い言葉を使うのか。このへんは各自治体の条例によってだい
ぶん差があるので、もしかするとそのへんは少し定義が必要になってくるかもしれな
いと思っています。

○委員

「まちづくり」という言葉も整理が必要だと思います。

○委員長

「まちづくり」という言葉は多義的ですね。甲賀市での「まちづくり」はどういう
ニュアンスでこれから言葉を使っていくかということはあるかもしれません。

○委員

スケジュール的なことをお聞きしたいのですが、7月7日ごろまでに各部会案を事
務局に提出して、第14回の全体会議で協議していくという形ですが、その前段で各
委員さんには部会案をいただけるのでしょうか。

○委員長

7月7日までに各部会から出していただきます。それをたちまち各委員さんに次第
や解説物と一緒に送るという形になると思います。

○委員

ありがとうございます。目を通して、いろいろな問題を自分なりに検証してから全
体会議で発言ができたかなと思いますので、ありがとうございます。それで結構です。

○委員長

というふうに私が勝手に決めましたが、事務局よろしくお願いします。

今後のスケジュールについては、いろいろと不安やご懸念はあろうかと思いますが、
こればかりは蓋を開けてみないとわからないところもありますので、とりあえずそう
いう目処で進めていくというところよろしいでしょうか。

— 同意 —

○委員長

それでは次第の5番まで終わりました。このあと、残り時間が少なくなりましたが、

今日も5時までは部屋を押さえていただいていますので、オフィシャルには4時までとなっていますが、部会の判断で多少延長していただいても結構ですので5時までは、次第の6番「提言書に盛り込む具体的な内容の検討」をしていただければと思います。

■ 7 閉会

○委員長

それでは、このあと各部会に分かれる前に、全体会の締め言葉を副委員長からいただきたいと思います。

○副委員長

お聞きしますと、皆さん、この全体会以外に、時間の延長や、あるいは別の日にもいろいろ精力的にご協議いただいているようでございます。大変ご苦労様でございます。

もう3時になってしまいましたけれども、後ほどまた皆様方には精力的に内容を詰めていただきたいと思います。

先ほど委員長がお話いただいた部分については、今日は魂を入れる作業かなと思っています。魂が入れば、条文はあとから付いてくると。魂が入っていないものは、いくら付けても魂が生まれないということをいわれたのではないかと私は理解をしております。まさに昔学校で習った『法の精神』、自由と三権分立というフランスの思想家の部分が私たちの甲賀版で実践されているような思いもいたしております。

限られた時間のなかでございますけれども、本日もよろしくお願い申しあげまして、全体会の中締めのご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長

ありがとうございます。では、各部会に分かれて検討をよろしく申し上げます。

■ 6 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（3部会に分かれる）

第1部会（位置づけ・理念・人権・福祉）で出された意見

出席委員：10名（委員数11名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎奥野委員、黄瀬委員、村上委員、増山委員

庁内作業チーム ☆林委員、呉竹委員、中島委員、奥山委員、今井委員、西村委員

オブザーバー参加 あいこうか市民活動・ボランティアセンターコーディネーター宮治

事務局 幡野啓二

傍聴者 なし

【部会の内容】

これまでの部会討議を踏まえ、統一様式で各委員より提出された資料に基づき意見調整を行う。

○部会長

様式の枠内、説明の部分で、新たに加えたところを、それぞれ説明をお願いします。

《（0）前文》

○委員

これまでの議事録を振り返って、国家感や日本国民としての誇りの欠如について意見が出されていることから、「日本国民として」「郷土を愛する」等の文言を前文に入れていただきたい。

○委員

4の文章に「私たちは、日本国民として・・・」と記述し、4→1→2→3と構成してはどうか。

《（1）目的・理念》

○部会長

この部分は全体会で議論をしたほうが良いと考えますので、この案のまま提出する。

（2）位置づけ

○委員

この条例により、市の執行部や議会が縛られてはいけないと思うことから、最高規範という位置づけはしないが、他の条例との整合性を図る必要については記述した。

○委員

「市民の目線での理想であり目標」の記述では、単なる理念条例になってしまう。基本法や基本条例は、枠法。大枠、概念、総論を示した後に、個別の手続き法が制定される。「理想であり目標」というのでは・・・。

○部会長

ここでは、意見が分かれていることから、集約をしないで全体会で議論をいただくこととする。

《(10) 教育》

○委員

「市」というのは行政のことか。議会条例では「・・・」と定義されている。

○委員

「郷土を愛し、国家を愛する」という言葉は是非入れてほしい。

○部会長

「甲賀市を愛し、日本を愛する人づくり」に修正する。

《(5) 地域愛》

○委員

地域愛については、前文や教育の項に表現があることから、改めて項立てしないで良いか。

○部会長

教育の部分の「郷土愛」の一言を前文に入れ、前文4に「市民一人一人が郷土愛を持ちまちづくりの主役として・・・」とする。ただし、説明資料は考え方や意見として残しておく。

○部会長

今回提出いただいた資料を修正し、6/26までに呉竹委員にメール送信をお願いする。呉竹委員の方で取りまとめていただいて、調整し、必要があれば再度会議を要請する。

第2部会（自治振興会・市民参加・協働）で出された意見

出席委員：9名（委員数12名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎橋本委員、☆安達委員、山川委員、田村委員、寺田委員

庁内作業チーム 清水委員、藤村委員、橋本委員、谷委員

オブザーバー参加 あいこうか市民活動・ボランティアセンターコーディネーター大平

事務局 吉川寛

傍聴者 なし

【部会の内容】

◎橋本部会長あいさつ

◎本日の会議の進め方について確認がされた。

- ・前回に引き続き、各ワーキンググループが項目ごとに説明を行い、その後、全員による意見交換を行う。
- ・第1ワーキンググループについては、前回を受け修正案を持参したので、時間に余裕があれば、そちらの項目についても話し合うこととする。

◎骨子案に関する説明および意見交換

- ・前回の部会の続きを行う。
- ・項目ごとに、資料による説明の後、意見交換を行う。

《(16) 市民参加》

- 一定の価値観が色濃く出すぎているのではないか。
- 参加と参画の使い方についてはどうか。
- 参加でよいのでは。
- 3つではなく、2つで良いのでは。
- 権利という重い言葉は好ましくない、あっさりでいいのではないか。
- 1つ目と2つ目は合体させて、「市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心を持って積極的に参加するよう努めます。」ではどうか。
- 3つめについて、「システム」は、「しくみ」にしてはどうか。
- 市民について定義が必要である。住民は、住民票がある人では。
- 津市では、市民は、本市で働き、学び、活動している人、一時的に滞在しているという一時的に本市に関わる人、自治会、団体、NPO等の団体、事業者等の法人も市民として含まれると別枠で記載されている。

《(17) 協働》

- 1つめの主語は、市だけではなく、市民・市民活動団体および市ではないか。
- 「まちの成長力」は経済的な表現という感じがする。「暮らしの満足度や幸福度」の方がよいのでは。
- 2つめの「市民」と「企業」が対等な関係でというのは、無理があると思う。
- 「企業」より「事業者」のほうが馴染む。
- 確認したいが、「市民活動団体」と「市民活動団体」とが一緒にやるのは協働ではないのか。
- 行政が関わるのが協働であると思う。
- 元々、行政が新しい公共の取り組みという考え方から「協働」という言葉が使われかけたのではないか。
- ここで言うのは、コラボレーションやパートナーシップということも含めて考えるべきではないだろうか。だから、企業と企業や団体と団体、団体と企業という考えも構わないと思う。

- 得意分野を活かして1 + 1が2にも3にもなるのが理想である。
- まちづくりの原点では、市民が主体的に関わっていくのが本来の姿であり、必ずしも市が関わらなくてはならないというものではないという考え方がある。
- 「協働」の考え方を整理しておかないと、表現の仕方がかわってしまう。
- 協働は、行政から始まったが、今や民同士も協働であるということ知ってもらいたい機会であると思う。
- 市民と団体と市を並列に書けば問題ないのではないか。
- 「協働」というのは、市だけではできない、企業だけではできない、市民だけでもできない、だからみんなが協力してまちをつくり上げるというのが「協働」であると思う。市民と市が協働していくことで、まちが成長していく、よりよいまちになっていくというのが「協働」の本旨だと思う。だから、「暮らしの満足度や幸福度」とは少しニュアンスが違うような気がする。
- 1つめの「まちの成長力」では具体的なことが想像できないと思ったので、少し狭い考え方ではあるが「暮らしの満足度や幸福度」の方がわかりやすいと思いました。
- 一般的には、「活気のあるまち」でもよいと思う。
- 低成長な時代に成長力を用いるのは、ある意味チャレンジな感じもする。
- 連携、協力して活気あふれるまちづくりに努めるではどうか。
- 市民、市民活動団体および市は、連携・協力して活気あふれるまちづくりに努めます。でどうか。
- 「相互の信頼関係のもとで」も追加してはどうか。
- 2つめは、「持続可能な地域づくりに努めます」という下りが良いと思う。ただ、主語が難しい。誰がというところが。
- 市民と議会と市が主語ではどうか。

◎予定時間を超過したことから、次回、7月1日に部会を開催し、まとめ上げること確認し本日散会とする。

第3部会（役割・責務・市政運営）で出された意見

出席委員：8名（委員数12名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員	◎馬場委員、田中委員、三浦委員
庁内作業チーム	☆廣岡委員、田原委員、太田委員、古谷委員、澤田委員
事務局	築島照和
傍聴者	なし

【部会の内容】

《(19) 情報提供・情報公開》

- 市民に知る権利はあるものの、本人以外の個人情報を出せないことから、ルールに従った対応が必要。
- 公文書は全て情報公開の対象である。また、紙や電子データが組織的に使われているものも公文書である。
- 原則は公開するということ。
- 付属機関について会議の公開なども同じ。
- 映像で流すことも公開である。
- 「市は」・・・という捉え方。何を情報とするのか。市の行動を抑えるのか、市民にも及んだ表現とするか。
- 「まちづくりに関する情報」としているところもあるが、まちづくりの定義も必要。
- 情報の共有についても盛り込む。
- 情報をまちづくりにどう活かすかという意味の「共有」、情報公開条例に伴う情報の取り扱いという意味の「公開」、そして個人情報をしっかり守るという「管理」の3つに整理できる。
- 一般の情報と個人の情報の取り扱いは異なるので、それぞれ区別した条文案とする。
- 情報というのはみんなが等しく知る権利であり、特にまちづくりに関しては情報を共有しなければ参画できないし、また参画したときにも等しく共有することが大事であるので、情報の共有は必要な項目である。
- これからは積極的に情報を提供していくという姿勢が大事。市民が情報を得ることでまちづくりに関心をもち、活発になることから、みんなが認識するためにも条例に定めようということ。
- 公正な市政、協働のまちづくり、市民の知る権利の保障については条文に盛り込んでいくべきである。
- 「提供」は市から発するだけではなく、市民から市へという意味もある。
(19)の項目に共有を加え、「情報共有・情報提供・情報公開」という表現にし、全体会に諮りたい。

《(20) 個人情報保護》

- 個人の権利の保障と、市が厳格に個人情報を管理することが重要。
- 市民同士の個人情報の取り扱いについてもむやみに出さないことが大切。
- 市に限らず、個人、団体など基本的人権を侵害しないようにすること。
- 個人情報の保護ということを言われると、「ご近所で誰が何をしているかもわからず、いざというときのための情報が入ってこない」ということを日頃の近所つきあいで話がでてくる。運用にあたって、まちづくりにうまく活用できないものか。
- 保護だけでなく、情報の活用こそが協働のまちづくりにつながる。

○部会長

第3ワーキンググループで今の意見も踏まえ、案の作成をお願いします。

■第2ワーキンググループの案をもとに検討。

《(23) 議会、議員の役割と責務》

- ビジョンを日本語でいうとどう表現できるか。
- 市民の負託にこたえるのが議員の仕事であり、そのために議員は夢とビジョンを持っていなければならない。条文に入れるか、説明文で考え方を示すか。
- 市民の願いや想いをくみ取って政策提案をしていく、議会は行政の監視をするといった内容が、この「まちづくりに積極的に取り組む」という表現に包含されているか。大きな機能はこの2つだと考える。
- この条文案にはできるだけわかりやすい表現をこころがけたので、説明文に議会や議員の機能的なことを表現し、整理した。
- ビジョンという表現は他にはないので入れておきたい。
- 努めるという表現は弱くないか。
- あるべき姿であれば努めるという表現になるだろう。
- ここでいう「市民」は甲賀市で生活している人という意味である。
- 監視機能、チェック機能は説明文に表現する。

《(24) 市長等行政の役割と責務》

- 市長等の「等」に何が含まれているのか。
- 自治基本条例の重みを考え、「自治基本条例に基づいた」という一文があるといい。
- 「等」には執行機関（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）が含まれていると整理する。
- 「PR」は法令用語では使わないので、「魅力を発信する」と表現を置きかえる。
- 市長等の説明文（考え方）は「市長」を主語に記載されているので再考が必要。
- 職員は市民全体の奉仕者であるということ。
- 職員も役割と責務について表現する。
- 職員のところの説明文（考え方）で、「一部の奉仕者ではなく」の表現を削る。市民等の「等」も削る。
- 職員の能力の向上は、まちづくりを推進するという目的のための手段である。目的をしっかりと定めた表現が必要である。

○部会長

残りについては、7月8日（火）の臨時部会で検討する。なお、住民投票についてもこの部会で議論していきたい。

○副部会長あいさつ

7月9日（水）には部会案を事務局へ提出するのでみなさんご協力をよろしくお願いします。